

## 物 件 調 書

所在地番		函館市古武井町149番3・150番4		
地積		合計 677.11㎡ 内訳) ・149番3 166㎡ ・150番4 511.11㎡	地目 ・149番3 雑種地 ・150番4 宅地	
法令に基づく制限	都市計画	都市計画区域外		
	用途地域	—		
	建ぺい率/容積率	—		
	その他の制限	・大規模建築物等の行為に関すること（景観法） （函館市都市建設部まちづくり景観課：Tel21-3388）		
接道状況		南側幅員約6mの舗装道道635号線にほぼ等高で接道		
交通機関		函館バス「東古武井」停留所まで約200m		
供給処 理設 備	埋設状況	事業所名	電話番号	
	上水道	有	函館市企業局上下水道部東部営業所	86-3533
	雨水管	無		
	污水管	無		
	都市ガス	無		

その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件の<b>前用途は古武井会館</b>です。 （建物等の解体・撤去は函館市が行っています。）</li> <li>・本物件は、所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなります。</li> <li>・本物件は、地下埋設物調査および地盤調査は行っていません。</li> <li>・本物件は、平坦ではなく一部に高低差があります。</li> <li>・本物件の北側は砂利敷き、南側はコンクリート舗装となっております。</li> <li>・本物件南側の舗装部分に私設の給水管（PP, 40mm）が埋設され、近隣住宅への水道供給に利用されている可能性があります。当該給水管の取扱いについては、市で関与しないので、別途その所有者および関係者と直接協議していただくこととなります。</li> </ul>
---------	---

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地および諸規制についての調査確認を行ってください。また、売却にあたり、測量を実施した際に地積等は変更になる可能性があります。